## 小牧市教員の多忙化解消プラン策定委員会設置要綱

平成31年4月19日 31小教学第394号)

(設置)

第1条 教員の多忙化を解消するためのプランの策定に関する事項を検討するため、小牧市教員の多忙化解消プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小牧市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。) に勤務する教員の多忙化を解消するための具体的な方策、制度等に関す る事項について検討する。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、小牧市教育委員会が委嘱又は任命 する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 地域住民の代表
  - (3) 小中学校の児童生徒の保護者の代表
  - (4) 小中学校の校長及び教頭の代表
  - (5) 小中学校の教員(前号に規定する者を除く。)の代表
  - (6) その他小牧市教育委員会が必要と認める者
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成32年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれ を定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日をもって、 その効力を失う。